

議案第 34 号

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

市内居住の使用者に係る使用料を有料化するとともに、使用料の区分及び額を見直すため。

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例

石岡市朝日スポーツ交流施設条例（平成17年石岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「条例及び条例」を「この条例及びこの条例」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 朝日スポーツ交流施設使用料

（単位：円）

区 分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
体育室	1,020	1,360	1,360	3,740

2 朝日スポーツ交流施設照明使用料

（単位：円）

区 分	単 位	金 額
照明設備	1 回	590

備考 1 回とは、朝日スポーツ交流施設使用料の表の午前、午後及び夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、附則第5項の規定は平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の石岡市朝日スポーツ交流施設条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料につ

いて適用し、平成29年3月31日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 新条例第4条及び別表の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における市内居住の使用料（朝日スポーツ交流施設照明使用料を除く。）については、新条例別表に掲げる使用料の半額とする。この場合において、10円未満の端数は、切り上げる。

（準備行為）

- 4 使用料の徴収その他使用料を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例の一部改正）

- 5 石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例（平成28年石岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表石岡市朝日スポーツ交流施設条例（平成17年石岡市条例第92号）の項を削る。